

令和6年度小山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度小山市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和7年2月12日提出

小山市長 浅野 正 富

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

| No. | 款 | | 項 | | 事業名 | 金額 |
|-----|---|---------------|---|---------------|-----------|---------|
| 1 | 1 | 公共用地 先行取得費 | 1 | 公共用地 先行取得費 | 公共用地先行取得費 | 129,400 |